

投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定

日本国及びアラブ首長国連邦（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であつて、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有するものをいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
- (iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vi) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(viii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。ただし、当該変更が、投資又は再投資が行われる締約国の法令に反しないことを条件とする。

天然資源は、この協定の対象とならない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国

(ii) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(iii) 締約国の企業

- (c) 「締約国の企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。
- (d) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。
(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (e) 「区域」とは、
 - (i) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
 - (ii) アラブ首長国連邦については、アラブ首長国連邦の領域であつてその主権の下にあるもの（領海及び空間を含む。）並びに海面下の区域であつて、アラブ首長国連邦が天然資源の探査又は採掘に関して行われる活動について国際法及びアラブ首長国連邦の法令に従い主権的権利を行使するものをい

う。

(f) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(g) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条 投資の促進及び許可

1 一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

2 一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

3 この条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易に関連する投資措置に関する協定から生ずる各締約国の義務を免れさせるものと解してはならないことが確認される。

第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、投資が自国の関係法令に従って許可された場合には、自国の区域において、投資財産

の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

3 1の規定は、補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

4 1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従つて与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

第四条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処

分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、自国の区域において、投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次のものに関する事項

(i) 土地の取得

(ii) 補助金

(iii) 政府調達

(b) 締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇

(c) 植物の新品種の保護、航空、漁業又は海事に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇

(d) 法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置

4 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に3の規定が対象とする措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5 1及び2の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である現行又は将来の自由貿易地域、関税同盟、経済同盟又は他の形態の地域的な協定から生ずる待遇、特惠又は特権から得られる利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

6 この条に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の二国間又は多数国間の国際協定の投資紛争の解決に関する規定（第十七条に規定する制度に類するもの）により第三国の投資家及びその投資財産に對して与えられる待遇を含まないことが了解される。

7 1の規定は、一方の締約国に対し、第三国との間の相互主義に基づき、又は当該一方の締約国と第三国

との間で効力を有する租税に関する協定により、第三国の投資家に与える租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第五条 一般的待遇及び投資環境の整備

1 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいかなる意味においても阻害してはならない。

3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産並びにその運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

4 一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一

層整備するために適当な措置をとるよう努める。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

と。

- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。
- (h) 自国の区域に特定地域又は世界市場に向けた当該投資家の事業本部を設置すること。
- (i) 自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (j) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- (k) 当該投資家と自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体との間で任意に締結される現行又は将来

のライセンス契約について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

- (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額
- (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

この(k)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

2

いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (b) 自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。
- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為

替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 (a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の

運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に關し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1 (g)及び(k)の規定は、司法上又は行政上の手続の結果として競争法に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1 (g)又は(k)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用されない。

(c) 1 (g)の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しな

い態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用されない。

(d) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

5 2の規定は、租税に関する各締約国の法令に従つて与えられる待遇については、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとするよう努める。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供するよう努める。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共

の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるもの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために努力を払う（適当な措置をとるよう努めることを含む。）。

第十一条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 2から4までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場

における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十四条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
 - (c) 契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）
 - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
 - (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した者が得る収入その他の報酬
 - (f) 第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払
 - (g) 第十七条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の解釈及び実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し十分な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、両締約国が共に外交関係を有する第三国の国

民である第三の仲裁委員を任命するよう要請する。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由によりこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行うよう要請される。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいずれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行うよう要請される。

4 仲裁委員会は、自己の手続を定めるものとし、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。別段の合意がある場合を除くほか、当該決定は、第三の仲裁委員の任命の後四箇月以内に行う。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務について

の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 5 (b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）において、行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議又は交渉によって解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議又は交渉の要請を行った日から六箇月以内に当該協議又は交渉により投資紛争が解決されない場合には、5 (a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の

締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従ってその請求を取り下げるときに限り、4に規定する仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

6 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

7 4の規定に従い投資紛争を仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、請求が付託され

る少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c) 4に規定する仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

8 (a) 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものについて託することに同意する。

(b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

9 8の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合に、行うことができない。

10 5の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11 4の規定により設置される仲裁廷は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から九十日以内に紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」とい

う。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であつてもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者によつても雇用されてはならず、また、いかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱つたことがあつてはならない。

13 各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

14 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。

15 4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。

16 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された請求についての書面による通知（当該請求が付託された日の後六十日以内に送付す

る。)

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

17 紛争の当事者でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

18 仲裁廷は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができ
る。仲裁廷は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

19 仲裁廷が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)及び(ii)に規定するもの
一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用についても、関係する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

20 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとする。ことができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 紛争締約国が適用される仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

21 19の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、裁定を遅滞なく実施し、及び自国の関係法令に従い当該裁定を執行する。

22 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4に規定する仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行っ

てはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この22の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十八条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定（第十三条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域における他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第十九条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b) 例外的な状況において、資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 国際通貨基金協定の当事国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

い。

第二十条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定の規定に適合しない措置をとる場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第二十一条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の運用の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十二條 租税

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

第二十三條 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと並びにこれらに関連する問題の解決に努めること。

(b) 両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として、投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るもの（両締約国における投資の機会を含む。）について情報を共有し、及び討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。

第二十四条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

両締約国は、一方の締約国が健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引

下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の

締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域にお

いて実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十六条 見直し

両締約国は、投資の保護及び促進（その漸進的な自由化を含む。）であつて、各締約国の法令に適合するものを更に強化するために、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う。

第二十七条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6 この協定は、両締約国の合意により改正することができる。いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年四月三十日にアブダビで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

藤木完治

アラブ首長国連邦のために

アッ・ターイル